

令和2年度 第1回芦屋市美術品収集委員会 会議要旨

日 時	令和3年2月4日（木）13：00～13：35
場 所	芦屋市立美術博物館 講義室
出席者	委員長 越智 裕二郎 委員長代理 中井 康之 委 員 平井 章一 委 員 飯尾 由貴子 委 員 中西 勉 事務局 生涯学習課長 長岡 良徳 生涯学習課係長 竹村 忠洋 生涯学習課員 石田 直也 生涯学習課員 松本 淳子 芦屋市立美術博物館 館 長 石井 茂 学芸員 室井 康平 学芸員 大槻 晃実 学芸員 尹 志慧 小学館プロダクション 池野 美佳
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 審議内容に非公開情報（個人に関する情報）が含まれているため。

議題

- (1) 収蔵美術品の審議
- (2) その他

内容

- 1 開会
- 2 生涯学習課長のあいさつ
- 3 任命状交付（中西委員）
- 4 委員紹介
- 5 会議の成立

委員定数5人中、5人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条第2項により会議は成立しました。

- 6 会議の公開について

（越智委員長）

それでは、本日の次第に従いまして、只今から議事に入ります。

初めに、この委員会について公開または非公開にするかについて協議します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

収集委員会をはじめ、芦屋市の附属機関は条例や規則で公開することができないと規定されているもの以外は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき公開が原則となっています。

非公開とすることができる場合につきましては、非公開情報（個人情報等）が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができない場合に限られます。

また、会議録につきましても、ホームページ等で公開いたしますが、非公開となる場合は必要最小限の公開ということになります。なお、公開、非公開により、皆様の発言が制約されるものではございませんので、率直なご発言をどうぞよろしくお願いいたします。

(越智委員長)

本日の委員会は、議事内容に作品の寄贈者の個人に関する情報が含まれていますので、非公開としたいと思いますが、ご承認いただけますか。

<異議なし>

それでは、本日の会議は非公開とさせていただきます。

7 審議内容

(1) 収蔵美術品の審議について

(越智委員長)

では収蔵美術品の審議に入ろうと思います。

事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

今回審議していただく作品は、正延正俊の作品で、現在美術博物館に寄託されているものです。

正延正俊の作品は、大きなものをすでに所蔵しておりますが、正延正俊の小作品になります。本市としましても具体美術協会創設時から解散まで会員であられた人の作品でありますので、作品及び資料を美術博物館に是非収蔵し、活用していきたいと考えております。

それでは、学芸員から作品について説明をさせていただきますが、現物を隣の体験学習室に用意しておりますので、隣の部屋に移動していただき、現物を見ていただきながら、担当学芸員から説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ◆体験学習室で作品を見ながら学芸員より説明を受けた後、審議。
- ◆審議の結果、事務局提案作品と資料をすべて収蔵することに決定。

(2) その他について

(越智委員長)

議題(2) その他ということで、何かご意見やご質問があればということですが、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

確認になりますが、作品の名称についてはどうでしょうか。先ほど、学芸員の方から「作品(仮称)」という名称について、ご意見を頂きたいということがあったのですが。

(越智委員長)

どうでしょうかね。

(平井委員)

大谷美術館の時の図録にはこのような小さい作品にはなにか作品タイトルがついていたのですか。

(学芸員)

特別のタイトルはついてないです。

(平井委員)

やっぱりないですね。

(学芸員)

「小品」とあります。

(平井委員)

具体はリーダーである吉原治良さんが「作品にタイトルはいらぬ」というのが持論でしたから、皆さんその癖で具体をやめられてからもタイトル付けない方が多くて、「作品」と書いてあれば「作品」というタイトルになるし、「無題」と書いてあればまたそれもタイトルになってしまうので、「何もつけない」というのが慣例化していたようです。ただ、美術館としては何かないと困りますね。「(仮称)」というのも変な気がします。

(越智委員長)

ここで「(仮称)」とりますか。

(平井委員)

難しいところですね。寄贈者のかたがつけているから。

(中井委員)

大谷記念美術館の回顧展の時に「作品」というタイトルがつけられているものは、正延さん自身がそのようにつけられたのですか。

(平井委員)

はい、そういうものもあります。裏に「作品」と書かれています。すべてではありませんが。

(中井委員)

それなら、タイトルを「作品」にしても、正延さんの作品であるという同定に結び付くのかなと思います。

(越智委員長)

では、タイトルを「作品」ということで、「(仮称)」を取っただけでいいか。便宜上この委員会で「(仮称)」をとって「作品」とつけたということ。

(平井委員)

「作品」というタイトルにこの場で決めたこと、どこかに記録されていけばいいかなと思います。ご本人がつけたわけではなくて、便宜上この委員会でつけたらどうかと意見があったこと。それで決めたこと。

(事務局)

はい、ありがとうございました。

(越智委員長)

本日お預かりした議事は全て終わりましたので、これで、お返し申し上げます。

8 閉会

(事務局)

本日の委員会は、これで終了させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

以 上